

福井県報

第 1753 号
平 成 1 8 年
7 月 1 4 日(金)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

目 次

(※は、県例規集登載事項)

規 則

※福井県公印規則の一部を改正する規則(情報公開・法制課)……………一

告 示

○生活保護法の規定による医療を担当させる機関の廃止(二件)(地域福祉課)……………一

○生活保護法の規定による医療を担当させる機関の指定(二件)(同)……………一

○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定(長寿福祉課)……………二

○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止(同)……………二

○介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退(同)……………三

○障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業所の指定(障害福祉課)……………三

○換地処分届出(福井農林総合事務所)……………四

○国土調査の成果の認証(農村振興課)……………四

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(男女参画・県民活動課)……………五

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(二件)(県立病院)……………五

人事委員会規則

※福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………七

※通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………七

※初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………七

※平成三年五月十五日福井県規則第二十六号(福井県公印規則の一部を改正する規則)……………七

※平成十一年五月十七日福井県規則第六十号(福井県公印規則の一部を改正する規則)……………八

※平成十三年四月一日福井県規則第四十四号(福井県公印規則の一部を改正する規則)……………八

規 則

福井県公印規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十八年七月十四日

福井県知事 西川 一誠

福井県規則第六十二号

福井県公印規則の一部を改正する規則
福井県公印規則(昭和三十三年福井県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一福井県立成人病センター所長印の項を削り、同表現金出納員印の項中

福井県 税 務 課 現金出納員印	現金出納 用	税務課長
------------------------	-----------	------

福井県 現 金 出納員印	現金出納 用	本庁の現金出納員
--------------------	-----------	----------

に改める。

別表第二福井県立成人病センター印の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の別表第一の規定により使用している税務課長が管守する福井県現金出納員印は、改正後の別表第一の規定により調製された現金出納員

印とみなす。

告 示

福井県告示第613号

生活保護法(昭和25年法律第144号)

第49条の規定に基づき指定した医療を担当させる機関から、同法第50条の2の規定により、当該医療機関を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成18年7月14日

福井県知事 西川 一誠

1 名称 打波外科胃腸科
2 所在地 福井市文京7丁目10番2号
3 廃止年月日 平成18年5月31日

福井県告示第614号

生活保護法(昭和25年法律第144号)

第49条の規定に基づき指定した医療を担当させる機関から、同法第50条の2の規定により、当該医療機関を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成18年7月14日

福井県知事 西川 一誠

1 名称 耳鼻咽喉科・アレルギー科たなかクリニック
2 所在地 福井市上森田1丁目403番
3 廃止年月日 平成18年5月31日

福井県告示第615号

生活保護法(昭和25年法律第144号)

第49条の規定に基づき、同法の規定による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成18年7月14日

福井県知事 西川 一誠

- 1 名称 打波外科胃腸科
- 2 所在地 福井市文京7丁目10番2号
- 3 指定年月日 平成18年6月1日

福井県告示第616号

生活保護法（昭和25年法律第144号）

第49条の規定に基づき、同法の規定による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成18年7月14日

福井県知事 西川 一誠

- 1 名称 耳鼻咽喉科・アレルギー科たなかクリニック
- 2 所在地 福井市上森田1丁目403番
- 3 指定年月日 平成18年6月1日

福井県告示第617号

介護保険法（平成9年法律第123号）第

41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

平成18年7月14日

福井県知事 西川 一誠

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称および主たる事務所の所在地	事業の代表者の氏名および住所	指定年月日	サービスの種類	事業開始年月日	介護保険事業者番号
医療法人慈豊会田中病院	福井市大手2丁目3番1号	医療法人慈豊会田中病院 福井市大手2丁目3番1号	理事長 田中 廣昌 福井市大手2丁目3番1号	平成18年6月27日	指定短期入所療養介護	平成18年7月1日	1810120384

福井県告示第618号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定による廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により、次のとおり公示する。

平成18年7月14日
福井県知事 西川 一誠

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称および 主たる事務所の所在地	事業の代表者の氏名および住所	廃止年月日	サービスの種類	介護保険事業者番号
医療法人邦高会高沢内科医院 短期入所療養介護事業所	福井市春日町236-1	療法人 邦高会 福井市春日町236-1	理事長 高澤 嘉邦 福井市春日町236-1	平成18年3月31日	指定短期入所療養介護	1810119964
木村病院	鯖江市旭町4丁目4番9号	医療法人 寿人会 鯖江市旭町4丁目4番9号	理事長 木村 良平 鯖江市旭町4丁目4番26号	平成18年6月30日	指定短期入所療養介護 指定介護予防短期入所療養介護	1810714483

福井県告示第619号

介護保険法（平成9年法律第123号）第
113条の規定による指定の辞退の届出があ
ったので、同法第115条第2号の規定によ
り、次のとおり公示する。

平成18年7月14日

福井県知事 西川 一誠

指定介護療養型医療施設の名称	指定介護療養型医療施設の所在地	指定介護療養型医療施設の開設者の 名称および主たる事務所の所在地	指定介護療養型医療施設の開設者の 代表者の氏名および住所	辞退年月日	サービスの種類	介護保険事業所番号
相木病院	越前市中央2丁目9番40号	医療法人 相木病院 越前市中央2丁目9番40号	理事長 相木 七良右エ門 越前市中央2丁目5番32号	平成18年6月30日	指定介護療養型医療施設	1810314151
木村病院	鯖江市旭町4丁目4番9号	医療法人 寿人会 鯖江市旭町4丁目4番9号	理事長 木村 良平 鯖江市旭町4丁目4番26号	平成18年6月30日	指定介護療養型医療施設	1810714483

福井県告示第620号

障害者自立支援法（平成17年法律第12
3号）第36条第1項に規定する指定障害福
祉サービス事業所を指定したので同法第51
条の規定により、次のとおり公示する。

平成18年7月14日

福井県知事 西川 一誠

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称および 主たる事務所の所在地	事業者の代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類	指定事業所番号
ヘルパーステーション あさがお	福井市新保町19-35-1	株式会社 福井メディアックス	濱中 正則	平成18年7月11日	居宅介護 (身体障害者)	18000100289115

		福井市下六条215番地			居宅介護 (精神障害者)	18000100289164
					外出介護 (身体障害者)	18000500289111

福井県告示第 6 2 1 号

福井一光奥平土地改良事業共同施行代表者
水上祐一から、土地改良法（昭和 2 4 年法律
第 1 9 5 号）第 9 6 条において準用する同法
第 5 4 条第 3 項の規定により、平成 1 8 年 5
月 2 5 日に一光奥平地区の換地処分をした旨
の届出があったので、同法第 9 6 条において
準用する同法第 5 4 条第 4 項の規定により公
告する。

平成 1 8 年 7 月 1 4 日

福井県知事 西川 一誠

福井県告示第 6 2 2 号

国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）
第 1 9 条第 2 項の規定に基づき、国土調査の
成果を認証したので、同条第 4 項の規定によ
り、次のとおり公告する。

平成 1 8 年 7 月 1 4 日

福井県知事 西川 一誠

- 1 調査を行った者の名称
永平寺町
- 2 調査を行った期間
平成 1 6 年 9 月から平成 1 8 年 4 月まで
- 3 調査を行った地域
吉田郡永平寺町松岡上合月の一部
- 4 成果の名称
地籍図および地籍簿
- 5 認証年月日
平成 1 8 年 7 月 1 4 日

公 告

特定非営利活動促進法（平成１０年法律第
7号）第１０条第１項の規定に基づき、特定
非営利活動法人の設立の認証の申請があつた
ので、同条第２項の規定により、次のとおり
公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成１８年７月１４日

福井県知事 西川 一誠

１ 申請のあつた年月日

平成１８年６月３０日

２ 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人福井に「リージチ

ームをつくる会

(2) 代表者の氏名

梶本知暉

(3) 主たる事務所の所在地

福井県福井市和田中１丁目４１４番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、福井県民に対して年齢・
性別を超え誰もが楽しめるサッカーを中
心とした各種スポーツに関する事業など
を行い、県民全てに支持される「リージ
チームを創設・育成するなどスポーツ・
文化創造と地域産業活性化によるひと
まちづくりに寄与することを目的とする
。

３ 縦覧に供する期間および場所

(1) 縦覧に供する期間

平成１８年６月３０日から平成１８年

８月２９日まで

(2) 縦覧に供する場所

福井県総務部男女参画・県民活動課ふ

くい県民活動センター内

政府調達に関する協定の適用を受ける調達
契約に係る一般競争入札を実施するので、特
定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関
する規則（平成７年福井県規則第８２号）第
４条の規定により、次のとおり公告する。
平成１８年７月１４日

福井県知事 西川 一誠

１ 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品（以下「調達物品」と
いう。）の名称および数量

(2) 調達物品の仕様等 一式

病棟用ベット関連備品

入札説明書および病棟用ベット関連備
品仕様書（以下「入札説明書等」という
。）による。

(3) 納入期限

平成１９年２月２８日（水）

(4) 納入場所

福井県福井市四ツ井２丁目地係

福井県立病院（こころの医療センタ

一病棟）

２ 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、
特定調達契約（政府調達に関する協定の適
用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）
に係る競争入札の参加資格（以下単に「資
格」という。）について別に知事が行う審
査により認定を受けた者（この公告の日か
ら開札までに資格の審査の申請を行い、こ
の入札に係る特定調達契約の締結の日まで
に資格の認定を受けた者を含む。）で、次
に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第

１６号）第１６７条の４に規定する者で

ないこと。

(2) 入札の日において現に県の指名停止措

置を受けている者でないこと。

(3) この入札に併せて行われる技術的審査
により、この入札に係る調達物品を納入
する技術的能力を有すると認められる者
であること。

(4) この入札に係る調達物品の点検、修理
、部品供給等について、そのサービスお
よびメンテナンスに係る体制がじゅうぶ
ん整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に
対応することができると認められる者で
あること。

３ 入札説明書等の交付等に関する事項なら

びに入札の日時および場所

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を
示す場所、契約に関する事務を担当する
部局の名称および所在地ならびにこの入
札に関する問い合わせ先

〒９１０－８５２６

福井県福井市四ツ井２丁目８－１

福井県立病院 県立病院建設室

電話 ０７７６－５７－２９６５

(2) 入札説明書等の交付期間

平成１８年７月１４日（金）から７月

２４日（月）まで（土曜日、日曜日およ

び国民の祝日に関する法律（昭和２３年

法律第１７８号）第３条に規定する休日

を除く。）の９時から１６時まで

(3) 入札書の提出方法等

ア 入札書の提出方法

入札書は、郵送により提出する場合

を除き、入札の日時に入札の場所へ持

参して提出すること。

なお、電報または電送による入札書

の提出は、認めない。

イ 郵送による入札書の提出を希望する

場合の提出期限等

(ウ) 提出期限

平成１８年８月２４日（木）１７

時（この期限までに必ず到着させる
こと。）

(イ) 提出方法

簡易書留郵便によること。

(ウ) 提出先

〒９１０－８５２６

福井県福井市四ツ井２丁目８－１

福井県立病院 県立病院建設室

(4) 入札の日時および場所

ア 日時

平成１８年８月２５日（金）１４時

００分

イ 場所

福井県福井市四ツ井２丁目８－１

福井県立病院 ５階 大会議室

４ 入札の方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記
載された金額に、当該金額の１００分の５
に相当する額を加算した金額（加算後の金
額に１円未満の端数金額があるときは、そ
の端数金額を切り捨てた金額）をもって落
札金額とするので、入札参加者は、消費税
および地方消費税に係る課税事業者である
か免税事業者であるかを問わず、見積もつ
た契約希望金額の１０５分の１００に相当
する金額を入札書に記載すること。

５ 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達役務の予定価格の制

限の範囲内で最低の価格をもって有効な入

札を行った者を落札者とする。

６ その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約

に関する手続において使用する言語およ

び通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県病院事業財務規則（昭和３９年

福井県規則第13号) 第75条において準用する福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。

(3) 入札参加希望者に要求される事項
この入札に参加しようとする者は、調達物品に係る物品の仕様書その他必要と認められる書類(以下「入札仕様書等」という。)を次のとおり提出し、調達物品に係る物品の仕様等に関し県の技術的審査を受けるものとする。

なお、入札仕様書等の内容について、当該技術的審査に係る事務を担当する部局から説明または確認を求められる場合がある。

ア 提出期限
平成18年7月24日(月) 17時
イ 提出方法
持参し、または郵送すること。
ウ 提出場所
〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8-1
福井県立病院 県立病院建設室

(4) 入札の無効
福井県病院事業財務規則第75条において準用する福井県財務規則第151条の規定による。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

7 Summary
1 Nature and quantity of the products to be purchased
Bed forwards and Equipments for Bed
2 Date, Time of Bidding

14:00 p.m. August 25, 2006

3 Contact point for the notice
Construct Division, Fukui Prefectural Hospital, 2-8-1 Yotsui, Fukui-City, Fukui-Prefecture, 910-8526 Japan.
TEL 077 6-57-2965

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号)第4条の規定により、次のとおり公告する。
平成18年7月14日

福井県知事 西川 一誠

1 一般競争入札に付する事項
(1) 調達をする物品(以下「調達物品」という。)の名称および数量
病棟用患者監視装置システム 一式

(2) 調達物品の仕様等
入札説明書および病棟用患者監視装置システム仕様書(以下「入札説明書等」という。)による。

(3) 納入期限

平成19年2月28日(水)

(4) 納入場所
福井県福井市四ツ井2丁目地係
福井県立病院 (こころの医療センター病棟)

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約(政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。)に係る競争入札の参加資格(以下単に「資格」という。)について別に知事が行う審査により認定を受けた者(この公告の日から開札までに資格の審査の申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日まで

に資格の認定を受けた者を含む。)で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に係る調達物品を納入する技術的能力を有すると認められる者であること。

(4) この入札に係る調達物品の点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制がじゅうぶん整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができると認められる者であること。

3 入札説明書等の交付等に関する事項ならびに入札の日時および場所

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問い合わせ先
〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8-1
福井県立病院 県立病院建設室
電話 0776-57-2965

(2) 入札説明書等の交付期間

平成18年7月14日(金)から7月24日(月)まで(土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の9時から16時まで

(3) 入札書の提出方法等

ア 入札書の提出方法
入札書は、郵送により提出する場合を除き、入札の日時に入札の場所へ持

参して提出すること。

なお、電報または電送による入札書の提出は、認めない。

イ 郵送による入札書の提出を希望する場合の提出期限等

ロ 提出期限

平成18年8月24日(木) 17時(この期限までに必ず到着させること。)

(イ) 提出方法

簡易書留郵便によること。

(ウ) 提出先

〒910-8526
福井県福井市四ツ井2丁目8-1
福井県立病院 県立病院建設室

(4) 入札の日時および場所

ア 日時

平成18年8月25日(金) 14時
15分

イ 場所

福井県福井市四ツ井2丁目8-1
福井県立病院 5階 大会議室

4 入札の方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達役務の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県病院事業財務規則（昭和39年福井県規則第13号）第75条において準用する福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札参加希望者に要求される事項

この入札に参加しようとする者は、調達物品に係る物品の仕様書その他必要と認められる書類（以下「入札仕様書等」という。）を次のとおり提出し、調達物品に係る物品の仕様等に関し県の技術的審査を受けるものとする。

なお、入札仕様書等の内容について、当該技術的審査に係る事務を担当する部局から説明または確認を求められる場合がある。

ア 提出期限

平成18年7月24日（月）17時

イ 提出方法

持参し、または郵送すること。

ウ 提出場所

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県立病院 県立病院建設室

(4) 入札の無効

福井県病院事業財務規則第75条において準用する福井県財務規則第151条の規定による。

(5) 契約書作成の要否

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等に

よる。

7 Summary

1 Nature and quantity of the products to be purchased

Patient monitoring system forwards

2 Date, Time of Bidding

14:15 p.m. August 25, 2006

3 Contact point for the notice

Construct Division, Fukui Prefectural Hospital, 2-8-1 Yotsui, Fukui-City, Fukui-Prefecture, 910-8526 Japan.
TEL 0776-57-2965

人事委員会規則

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十八年七月十四日

福井県人事委員会

委員長 石川 満夫

福井県人事委員会規則第三十号

福井県一般職の職員等の給与に関する

条例施行規則の一部を改正する規則

福井県一般職の職員等の給与に関する条例

施行規則（昭和三十二年福井県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第三項中「派遣先の」を「派遣先におつて就いていた業務に係る」に改め、

「第七条第二項に規定する通勤」の下に「（派遣職員にあつては、当該派遣先において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第二条第二項第一号および第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。）」を加える。

第三十一条第七項第五号中「派遣先の」を「派遣先において就いていた業務に係る」に

改め、「に規定する通勤」の下に「（派遣職員にあつては、当該派遣先において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第二条第二項第一号および第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。）」を加える。

第三十一条の七第二項中「派遣先の」を「派遣先において就いていた業務に係る」に改め、「に規定する通勤」の下に「（派遣職員にあつては、当該派遣先において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第二条第二項第一号および第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の規定は、平成十八年四月一日から適用する。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十八年七月十四日

福井県人事委員会

委員長 石川 満夫

福井県人事委員会規則第三十一号

通勤手当の支給に関する規則の一部を

改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和三十三年福井県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「別表に掲げる」を「第二十九条第二項の各障害等級に該当する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後

の通勤手当の支給に関する規則の規定は、平成十八年四月一日から適用する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十八年七月十四日

福井県人事委員会

委員長 石川 満夫

福井県人事委員会規則第三十二号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十四年福井県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第九備考2中「派遣先の」を「派遣先において就いていた」に改め、「」第7条第2項に規定する通勤」の次に「（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号および第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成十八年四月一日から適用する。

正 誤

平成三年五月十五日福井県規則第二十六号（福井県公印規則の一部を改正する規則）二ページ一段

一 円 ・ 八 型 径
福井県病院 事業医務薬務課 企業出納員印
員 企 業 出 納
納 員 課 医 務 薬 務 企 業 出

平成十一年五月一七日福井県規則第六十号
(福井県公印規則の一部を改正する規則)
一ページ二段

納 員 印 現 金 出	
一 円 ・ 八 型 径	一 円 ・ 八 型 径
福 井 県 (出先機関名) 現 金 出 納 員 印	福 井 県 税 務 課 現 金 出 納 員 印
用 現 金 出 納	用 現 金 出 納
納 員 の 出 先 機 関 の 現 金 出	税 務 課 長

納 員 印 現 金 出	
一 円 ・ 八 型 径	一 円 ・ 八 型 径
福 井 県 (出先機関名) 現 金 出 納 員 印	福 井 県 (出先機関名) 現 金 出 納 員 印
用 現 金 出 納	用 現 金 出 納
納 員 の 出 納 機 関 の 現 金 出	税 務 課 長

は、

の誤り。

は、

平成十八年七月十四日印
平成十八年七月十四日発

刷

発行人
印刷人

〒九一〇一八五八〇
〒九一九一〇四八二

福井県福井市大手三丁目一七番一号
福井県坂井市春江町中庄六一一三二

(株)エクシート
福井県

☎五五六七八番

福井県 立大学 地域経 済研究 所長印
方 二・一
福井県立大学 地域経済研 究所印
用 一 般 文 書
所 長 福井県立 大学地域 経済研究

の誤り。

福井県 立大学 地域経 済研究 所長印
方 二・一
福井県立大学 看護短期部 印
用 一 般 文 書
所 長 福井県立 大学地域 経済研究

は、

平成十三年四月一日福井県規則第四十四号
(福井県公印規則の一部を改正する規則)
二ページ一段

一 円 ・ 八 型 径
福井県病院 事業医務薬務課 企業出納員印
用 企 業 出 納
納 員 課 医 務 薬 務 企 業 出

の誤り。